ウ　代物弁済

前記アの猶予期間内に、関係更生担保権者全員の合意が成立したときは、関係更生担保権者は、当該売却不動産等にかかる更生担保権の弁済に代えて、当該売却不動産等を譲り受けることができる。

この場合、代物弁済の効力発生日は、関係更生担保権者全員の合意が成立したことを証する書面が管財人のもとに到達した日とし、担保弁済額は確定更生担保権額とみなす。また、必要費用および更生協力金の控除は行わない。

⑺　別表６－３「存続する担保権一覧表（分類②）（売却不動産）」（省略）記載の担保権に関する特則

別表６－３「存続する担保権一覧表（分類②）（売却不動産）」（省略）記載の担保権については、前記⑶および⑷に従って、先順位の更生担保権者に弁済を行った後になお担保弁済額に余剰が生じた場合に限り、同表記載の債権者について、当該担保権にかかる極度額等を上限として、当該余剰から弁済を行う。その際、権利の変更および弁済については、前記⑷イを適用し、その適用にあたっては、「別表６－２」は「別表６－３」と読み替える。

第２節　優先的更生債権（公租公課）

第１　届出債権

合計18件

287,645,137円および額未定

（内訳）

①　本税および加算税等並びに更生手続開始決定日の前日までの延滞金等　287,645,137円

②　更生手続開始決定日から更生計画認可決定日までの延滞金等　額未定

③　更生計画認可決定日の翌日以降本更生計画案に定める納付期限までの間に生ずる延滞金等　額未定

第２　権利の変更および弁済

１　ＰＲＬは、前記第１②および③記載の延滞金等の全額につき、更生計画認可決定日に免除を受ける。

２　ＰＲＬは、更生計画認可決定確定後３か月以内に、別表４「優先的更生債権納付計画表（公租公課）」（省略）の「納付額」欄記載の金額を一括して納付する。

第３節　一般更生債権

第１　一般更生債権

１　確定更生債権

合計85件

132,473,476,773円および額未定

（内訳）

①　元本および更生手続開始決定日の前日までの利息・損害金　132,473,476,773円

②　更生手続開始決定日以後の利息・損害金　額未定

２　権利の変更および弁済

ＰＲＬは、別表５－１「一般更生債権弁済計画表」（省略）記載の各確定更生債権については、次のとおり権利の変更をし、弁済を行う。

⑴　開始後利息・損害金の免除

ＰＲＬは、更生手続開始決定日以後の利息・損害金については、更生計画認可決定日に、全額免除を受ける。

⑵　第１回弁済および免除

ＰＲＬは、更生計画認可決定確定日から３か月以内に、次のとおり権利の変更をし、弁済する。免除の効力は、弁済と同時に生じるものとする。

①　⑴の免除後の確定更生債権額（以下「弁済対象債権額」という。）のうち10万円以下の部分　100％弁済する。

②　弁済対象債権額のうち10万円を超える部分　98.8％について免除を受け、免除額控除後の残額を弁済する。

⑶　第２回弁済および免除

別表６－２「存続する担保権一覧表（分類①）（売却不動産および信託受益権）」（省略）記載の売却不動産等の処分が完了した後３か月以内に、前記第１節第２第２項⑶イにより受領した更生協力金の2.5％相当額を原資として第２回弁済を行う。第２回弁済の弁済額の算出は、弁済対象債権額および敷金・弁済対象債権額の合計額からこれらに対する第１回弁済額を控除した残額を基準に按分して行う。この弁済額の範囲で前記⑵の免除は効力を失う。

第２　一般更生債権（敷金返還請求権）

１　確定債権額

合計57件　額未定

２　権利の変更および弁済

⑴　ＰＲＬは、別表５－２「一般更生債権弁済計画表（敷金返還請求権）」（省略）記載の敷金返還請求権については、更生計画認可決定確定日に次のとおり権利の変更をし、同日または債権者たる賃借人が賃貸借の目的物を返還した日のいずれか遅い日から３か月以内に弁済する。ただし、以下の①から③の権利の変更後、弁済に先立ち、賃貸借契約の約定に従って未払賃料債務等への充当等を行う。

①　賃貸借契約に基づき預け入れた敷金の額から更生計画認可決定確定日時点で会社更正法第48条第３項により共益債権と扱われる額を控除した残額（以下「敷金・弁済対象債権額」という。）のうち10万円以下の部分　100％弁済する。

②　敷金・弁済対象債権額のうち10万円を超える部分　98.8％について免除を受け、免除額控除後の残額を弁済する。

③　当該敷金返還請求権以外に一般更生債権を有する場合は、敷金・弁済対象債権額の全額について前記②のみを適用するものとする。

⑵　第２回弁済および免除

別表５－２「一般更生債権弁済計画表（敷金返還請求権）」（省略）記載の敷金返還請求権についての第２回弁済の弁済額は、前記第１第２項⑶に基づき算出し、この弁済額の範囲で前記⑴の免除は効力を失う。

その弁済期は、前記第１第２項⑶記載の時期または債権者たる賃借人が賃貸借の目的物を返還した日から３か月を経過する日のいずれか遅い日とする。

⑶　第１回弁済および第２回弁済のいずれについても、前記第１節第２の規定による売却不動産等の売却により、敷金返還請求権が承継されたときは、ＰＲＬとの関係では弁済が行われたものとみなす。

⑷　以上の権利の変更の後でも、敷金の積み増しは求めないものとする。

第４節　弁済に関するその他の事項

第１　弁済の場所および方法

本更生計画による弁済は、ＰＲＬ（ただし、第６章第２節に基づき吸収合併の効力が発生した後は、吸収合併存続会社）の本店（本店とは別に本社がある場合には本社）においてそれぞれ行う。

ただし、債権者が銀行口座等への振込を求めたときは、債権者の指定する銀行口座等への振込によって弁済を行い、振込手数料はＰＲＬの負担とする。優先的更生債権（公租公課）の納付は、徴収権者の指定する場所において行う。

第２　放棄・取下債権の取扱い

更生手続開始決定日以後、更生計画認可決定日までに、更生債権等の放棄または取下げがなされた場合の権利の変更および弁済方法は、放棄または取下げ後の残債権額を基準として行う。

第３　債権譲渡等の取扱い

更生手続開始決定日以後、更生債権等の譲渡または移転（包括承継を含む。）がなされた場合の権利の変更および弁済方法は、譲渡または移転前の債権額を基準とする。更生債権等の一部の譲渡または移転の場合は、免除額は譲渡人と譲受人の間で、譲渡または移転されなかった債権額と譲渡または移転された債権額で按分して負担する。